

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	生活保護および生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田辺市は生活保護および生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報の取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

和歌山県田辺市長

公表日

令和8年3月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	生活保護および生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法及び「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」に基づき、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。生活保護法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①生活保護の申請受理 生活保護法に基づく保護の申請書の交付と受理 ②申請者の資産調査 生活保護の申請があった者について金融機関や保険会社等への資産調査の実施 ③要保護性の審査 生活保護の申請について、資産状況や生活実態等により要保護性の審査 ④生活保護開始決定 審査の結果を受け、生活保護の開始、却下等の決定 ⑤保護費支給額の決定 生活保護受給世帯への生活保護支給金額の算出と支給決定 ⑥医療、介護等各種サービスの利用状況管理 生活保護受給世帯の医療、介護等各種サービスの利用状況把握と各機関との事務手続き ⑦医療扶助のオンライン資格確認 生活保護のオンライン資格確認のため、統合専用端末から中間サーバーへの特定個人情報および資格情報、医療券、調剤券情報の提供等</p> <p>I. 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 II. 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 III. 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 IV. 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務</p>
③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名システム、自治体中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名

生活保護受給者ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項(別表の23の項) ・番号法第9条第2項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年デジタル庁・総務省令第8号)表第1項 田辺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項</p>
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、43、161、162の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項</p>

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉部 福祉課
②所属長の役職名	福祉課長

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 田辺市保健福祉部福祉課 0739-26-4903
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 田辺市保健福祉部福祉課 0739-26-4903
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月9日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月9日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、特定個人情報の取得時には情報に誤りがないか確認を徹底することや、特定個人情報の照会時には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	静脈認証を行った上で稼働する端末を使用し、生活保護システムへのアクセスも別途IDとパスワードを必要とする多要素認証を導入している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月28日	表紙 評価書名	生活保護関係事務	生活保護および生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和8年1月28日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	田辺市は生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報の取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	田辺市は生活保護および生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報の取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和8年1月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	生活保護に関する事務 基礎項目評価書	生活保護および生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①生活保護の申請受理 生活保護法に基づく保護の申請書の交付と受理 ②申請者の資産調査 生活保護の申請があった者について金融機関や保険会社等への資産調査の実施 ③要保護性の審査 生活保護の申請について、資産状況や生活実態等により要保護性の審査 ④生活保護開始決定 審査の結果を受け、生活保護の開始、却下等の決定 ⑤保護費支給額の決定 生活保護受給世帯への生活保護支給金額の算出と支給決定 ⑥医療、介護等各種サービスの利用状況管理 生活保護受給世帯の医療、介護等各種サービスの利用状況把握と各機関との事務手続き	①生活保護の申請受理 生活保護法に基づく保護の申請書の交付と受理 ②申請者の資産調査 生活保護の申請があった者について金融機関や保険会社等への資産調査の実施 ③要保護性の審査 生活保護の申請について、資産状況や生活実態等により要保護性の審査 ④生活保護開始決定 審査の結果を受け、生活保護の開始、却下等の決定 ⑤保護費支給額の決定 生活保護受給世帯への生活保護支給金額の算出と支給決定 ⑥医療、介護等各種サービスの利用状況管理 生活保護受給世帯の医療、介護等各種サービスの利用状況把握と各機関との事務手続き ⑦医療扶助のオンライン資格確認 生活保護のオンライン資格確認のため、統合専用端末から中間サーバーへの特定個人情報および資格情報、医療券、調剤券情報の提供等 I. 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 II. 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 III. 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 IV. 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務	事後	
令和8年1月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム、中間サーバー	生活保護システム、団体内統合宛名システム、自治体中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和8年1月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1の15、63の項 田辺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項(別表の23の項) ・番号法第9条第2項 田辺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第2の26項、番号法別表第2の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令第19条 (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、番号法別表第2の9項、10項、14項、16項、24項、26項、 27項、28項、30項、31項、50項、54項、61項、62項、64項、70項、87項、90項、94項、104項、1 06項、108項、116項、120の項 田辺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項	番号法第19条第8号 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、43、161、162の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項	事後	
令和8年1月28日	IIしきい値判断項目 1 対象人数 時点日	令和6年5月7日 時点	令和8年1月8日 時点	事後	
令和8年1月28日	IIしきい値判断項目 2 取扱者数 時点日	令和6年5月7日 時点	令和8年1月8日 時点	事後	
令和8年1月28日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式変更に伴う修正(記載追加)
令和8年1月28日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、特定個人情報の取得時には情報に誤りがないか確認を徹底することや、特定個人情報の照会時には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	様式変更に伴う修正(記載追加)
令和8年1月28日	IVリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式変更に伴う修正(記載追加)
令和8年1月28日	IVリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	様式変更に伴う修正(記載追加)
令和8年1月28日	IVリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策当該対策は十分か【再掲】判断の根拠		静脈認証を行った上で稼働する端末を使用し、生活保護システムへのアクセスも別途IDとパスワードを必要とする多要素認証を導入している。	事後	様式変更に伴う修正(記載追加)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月24日	<p>I 関連情報</p> <p>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</p> <p>②事務の概要</p>	<p>①生活保護の申請受理 生活保護法に基づく保護の申請書の交付と受理</p> <p>②申請者の資産調査 生活保護の申請があった者について金融機関や保険会社等への資産調査の実施</p> <p>③要保護性の審査 生活保護の申請について、資産状況や生活実態等により要保護性の審査</p> <p>④生活保護開始決定 審査の結果を受け、生活保護の開始、却下等の決定</p> <p>⑤保護費支給額の決定 生活保護受給世帯への生活保護支給金額の算出と支給決定</p> <p>⑥医療、介護等各種サービスの利用状況管理 生活保護受給世帯の医療、介護等各種サービスの利用状況把握と各機関との事務手続き</p> <p>⑦医療扶助のオンライン資格確認 生活保護のオンライン資格確認のため、統合専用端末から中間サーバーへの特定個人情報および資格情報、医療券、調剤券情報の提供等</p> <p>I. 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務</p> <p>II. 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務</p> <p>III. 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務</p> <p>IV. 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務</p>	<p>生活保護法及び「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。生活保護法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①生活保護の申請受理 生活保護法に基づく保護の申請書の交付と受理</p> <p>②申請者の資産調査 生活保護の申請があった者について金融機関や保険会社等への資産調査の実施</p> <p>③要保護性の審査 生活保護の申請について、資産状況や生活実態等により要保護性の審査</p> <p>④生活保護開始決定 審査の結果を受け、生活保護の開始、却下等の決定</p> <p>⑤保護費支給額の決定 生活保護受給世帯への生活保護支給金額の算出と支給決定</p> <p>⑥医療、介護等各種サービスの利用状況管理 生活保護受給世帯の医療、介護等各種サービスの利用状況把握と各機関との事務手続き</p> <p>⑦医療扶助のオンライン資格確認 生活保護のオンライン資格確認のため、統合専用端末から中間サーバーへの特定個人情報および資格情報、医療券、調剤券情報の提供等</p> <p>I. 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務</p> <p>II. 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務</p> <p>III. 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務</p> <p>IV. 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務</p>		
令和8年3月24日	<p>I 関連情報</p> <p>3. 個人番号の利用</p> <p>法令上の根拠</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項(別表の23の項)</p> <p>・番号法第9条第2項</p> <p>田辺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)</p> <p>第9条第1項(別表の23の項)</p> <p>・番号法第9条第2項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年デジタル庁・総務省令第8号)表第1項</p> <p>田辺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項</p>		